

# 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所設置条例施行規則

(平成24年5月制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所設置条例(平成23年相楽郡広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(診療時間)

第2条 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所(以下「診療所」という。)の診療時間は、午前9時から午後1時までとする。ただし、代表理事が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(診療申込)

第3条 条例第5条に規定する診療申込みは、診療申込書(別記様式第1号)に必要な事項を記入し行わなければならない。

(診療費の後納)

第4条 条例第7条第1項ただし書の規定により後納できるのは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 診療の結果ただちに診療費を算定し難いとき。
- (2) 診療費を即時払い難い事情があると認められるとき。
- (3) その他

(手数料)

第5条 条例第8条に規定する手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡診断書 1通につき 2,000円
- (2) 前号以外の診断書 1通につき 1,000円
- (3) 証明書 1通につき 500円
- (4) その他の文書 1通につき 500円

(減免)

第6条 条例第9条に規定する減免を受けようとする者は、診療費減免申請書(別記様式第2号)を代表理事に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。



診療費減免申請書 No.  
(手数料)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合代表理事 様

申請者	住 所
	氏 名 印

下記の理由により診療費(手数料)の免除を申請します。

記

(理由)